

長野市監査委員告示第12号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市教育委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成26年6月5日

長野市監査委員	鈴木栄一
同	轟光昌
同	小林義直
同	小林治晴

措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>1 重点項目</p> <p>（1）収納料金の払込みを適正に行うべきもの （報告書 3 ページ）</p> <p>イ 施設使用料、診療所診療収入及び納付指導員が収納した国民健康保険料について、複数日分をまとめて指定金融機関等へ払込みを行っていた。また、診療収入の未収分を後日収納したが、指定金融機関等への払込みがなされていないものがあった。</p> <p>長野市財務規則では、収納した現金は、速やかに指定金融機関等へ払い込むこととしている。</p> <p>規則に基づき、適正な収納事務をされたい。</p> <p>また、茶臼山公園内移動用施設使用料については、適正な事務執行のため、収納金の取扱いについてのマニュアルやフローの作成を検討されたい。</p> <p>（信更診療所・大岡歯科診療所・国民健康保険課・公園緑地課・体育課）</p> <p>（2）調定事務を適時に行うべきもの （報告書 3 ページ）</p> <p>イ 大岡農村文化交流センターの指導員食事代について、複数月分をまとめて調定していた。</p> <p>調定誤りや調定漏れ防止のため、定期的に調定事務を行われたい。</p> <p>（学校教育課）</p>	<p>信州新町プール使用料を複数日分まとめて払い込みしていたことについては、職員の認識不足が原因で、収納金額に関係なく 1 週間に 1 回入金していたものである。指摘以降は会計事務の手引きに従い、収納金額が 1 万円を超えた場合にはその都度、小額の場合には 1 週間に一度入金するよう改善を図った。</p> <p>（体育課）</p> <p>複数月分をまとめて調定していたことについては、平成 25 年 12 月分以降の食事代について、毎月委託先から指導員の食事確認表を速やかに提出してもらい、定期的に調定事務を行うことを徹底した。併せて、この事務は支所において行っているため、学校教育課においても、毎月調定が行われることを確認することとし、調定漏れがないか確認することとした。</p> <p>（学校教育課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(3) 確認検査を適正に行うべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>イ 賃貸借契約について、監督職員と検査職員が同一人により確認検査が実施されていた。契約規則第 52 条では、監督職員及び検査職員の兼職を禁止している。 契約規則に基づき、適正な検査を行われたい。 (保健給食課)</p> <p>ウ 藤崎臨海体験学習宿泊料については、契約書を作成していたが、検収調書を作成していなかった。 契約規則第 51 条では、契約書を作成した場合、検査職員は検収調書を作成し、市長に提出しなければならないとしている。 契約規則に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。 (保健給食課)</p> <p>(4) 規則等に基づいた補助金等交付事務を行うべきもの (報告書 4 ページ)</p> <p>ア 海外派遣事業補助金については、補助事業者からの実績報告書の提出がなく、補助事業者への補助金額確定の通知もしていなかった。 長野市補助金等交付規則では、補助事業者は補助事業が完了したときは実績報告書を提出しなければならないとしており、また、市長は提出された実績報告書の審査を経て、補助金等の額を確定し通知するものとしている。 規則に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。 (市立長野高等学校)</p>	<p>監督職員と検査職員が同一人により確認検査が実施されていたことについては、指摘後、速やかに検査職員を別の職員として検査を行い是正した。職員が検査手続きを熟知していなかったことが原因であったため、契約規則に基づき適正な事務執行をするよう指導徹底し再発防止を図った。 (保健給食課)</p> <p>検収調書を作成していなかったことについては、指摘後、速やかに検収調書を作成して是正した。職員が関係法令を熟知していなかったことが原因であったため、契約規則に基づき適正な事務執行をするよう指導徹底し再発防止を図った。 (保健給食課)</p> <p>補助事業者からの実績報告がなされず、補助金額の確定事務が行われていなかったことについては、平成 25 年度分補助金から実績報告者の提出を求め、旅費の支出状況の確認を行うとともにこれらに基づく補助金額の確定を行い、補助金受給者に通知するよう改善を図った。 (市立長野高等学校)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>イ 子どもわくわく体験事業補助金については、手引き等で補助対象経費に該当しないと定めているものを対象経費として補助金額を決定していた。</p> <p>手引き等に基づき、適正な事務処理を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p>	<p>指摘を受けた補助対象外経費は、提出書類確認が不十分であったため、対象経費に含めてしまったもの。申請・実績報告の際、再確認を行うよう改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項） 2 収入事務 (1) 徴収事務を適正に行うべきもの （報告書 4 ページ）</p> <p>ア 公民館の冷暖房料については、長野市立公民館条例に基づき、市長が別に定めた金額を徴収するものとしているが、定められた金額と相違する金額を徴収していた事例があった。 条例等に基づき、適正な金額で徴収されたい。 （安茂里公民館）</p> <p>ウ 行政財産の使用料は、長野市市有財産条例に基づいて、算定方法が定められているが、算出の根拠となる数値の錯誤により、誤った金額を徴収していたものがあった。また、自動販売機設置に係る行政財産使用料について、屋内設置と屋外設置の台数の錯誤により過大徴収となっていたものがあった。 条例等に基づき、適正な金額で徴収されたい。 （生涯学習課・体育課）</p> <p>エ 生涯学習センターの使用料について、市民以外の者が使用する場合の使用料は、長野市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例により、市民が使用する該当区分に定める額の 100 分の 200 に相当する額としているが、徴収金額を誤っているものがあった。 条例に基づき、適正な金額で徴収されたい。 （生涯学習課）</p>	<p>冷暖房料について、平成 24 年 4 月 1 日付けで市長が別に定める金額に改定されたが、徴収の際確認が不十分だったため相違したものであり、平成 25 年 11 月 1 日以降は、事務職員及び担当係長による複数人の取扱い・管理体制とし、市長が定めた金額で徴収するよう事務改善を行った。 （安茂里公民館）</p> <p>算定根拠となる数値の錯誤は、行政財産使用料の算定根拠として用いる建築価格について総事業費を用いたことにより過大徴収となっていたものである。この数値で算定を始めた平成 18 年度分から確認し、過大徴収していた使用料については、4 月 18 日に還付した。 （生涯学習課）</p> <p>自動販売機の屋内設置と屋外設置の台数の錯誤は計数誤りにより生じたものである。過大徴収していた使用料については平成 26 年 3 月 6 日付で調定変更、戻出手続きを行い、4 月 10 日に還付した。 指摘以降は、複数人で確認を行うことで計数誤りを未然に防げるよう改善を図った。 （体育課）</p> <p>生涯学習センター使用料の徴収誤りについては、使用当日の精算金徴収時は窓口が混雑していたため、該当区分に定める相当額の確認を誤ったことが原因であった。職員間で再発防止の徹底を図るとともに、市民以外の者の使用であることを明確にするため、申請書の「使用料」欄に赤字表示することで、確認もれが生じないよう事務改善を図った。 なお、当該不足金額は追加納付を依頼し、平成 26 年 3 月 27 日入金処理した。 （生涯学習課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(7) 適切な科目で歳入すべきもの (報告書 6 ページ)</p> <p>イ ミュゼ蔵の喫茶代金については、(款) 諸収入で収入すべきところ、(款) 使用料及び手数料としていた。</p> <p>また、ミュゼ蔵の展示室使用料については、(款) 使用料及び手数料で徴収すべきところ、(款) 諸収入としていた。</p> <p>適切な収入科目で処理されたい。 (博物館)</p>	<p>収入科目を誤っていたことは、前例を踏襲していたことが原因と考えられ、指摘以後直ちに適切な収入科目で処理するよう指導し改善を図った。</p> <p>適切でない収入科目で処理された収入金については、収入更正をした（平成 26 年 3 月 27 日）。 (博物館)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>3 支出事務</p> <p>(1) 時間外勤務手当の事務を適正に行うべきもの （報告書 7 ページ）</p> <p>ア 時間外勤務について、実績申請漏れによる支払不足があった。 勤務命令に対する実績について、確認を徹底されたい。 （長野図書館）</p> <p>(2) 旅費の支出事務を適切に行うべきもの （報告書 7 ページ）</p> <p>イ 用務先の同一地域内の移動は日当で賄うとしているが、JR 最寄駅で下車後の地域内の移動に要した私鉄運賃を支給していた。 （教育委員会総務課・学校教育課）</p> <p>ウ 三鷹市から東京都区内の用務先までの旅費について、最寄駅の錯誤により鉄道賃が過支給となっていた。 （文化芸術推進課）</p>	<p>時間外勤務手当の実績確認について、その都度行っていなかったことによる申請漏れが原因であったため、実績確認を上司がその都度行うことにより改善を図った。（平成 26 年 3 月 1 日から実施） （長野図書館）</p> <p>支給対象外であった旅費を支給していたことについては、職員の「長野市職員等の旅費支給条例」に対する理解が不十分であったため、指摘以後の旅行命令起案時には、条例及び手引きの確認を徹底することで改善を図った。 なお、支給対象外であった旅費については、平成 26 年 3 月 17 日に返戻した。 （教育委員会総務課）</p> <p>今回の事案は、2つの課に係る旅行命令であり、他課で起案した内容をしっかりチェックせず、同じように起案したことが原因であった。指摘以後は、同一の旅行命令の起案であっても、その内容をお互いの課でチェックし合うことで改善を図ることとした。 支給対象外であった旅費については、平成 26 年 2 月 21 日に返戻した。 （学校教育課）</p> <p>最寄駅の錯誤により鉄道賃が過支給となっていたことについては、用務先名称を参考に詳細を確認せずに最寄駅としたことが原因であった。 指摘以後は、旅行命令起案時に旅費の手引きの確認を徹底することで改善を図った。 なお、過支給となった鉄道賃については、平成 26 年 3 月 31 日に返戻した。 （文化芸術推進課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(4) 立替払について改善すべきもの (報告書 8 ページ)</p> <p>食糧費の支払いにおいて、事務の遅延から職員が立替払を行っていた。 資金前渡による適切な事務処理をされたい。 (生涯学習課)</p> <p>(5) 適切な科目から支出を行うべきもの (報告書 8 ページ)</p> <p>樹木剪定について、剪定枝の処分まで依頼する場合は（節）委託料から支出すべきところ（節）役務費から支出していた。 適切な支出科目で処理されたい。 (教育委員会総務課)</p> <p>(6) 郵便切手等の管理を適切に行うべきもの (報告書 8 ページ)</p> <p>各所属で使用する郵便切手について、保管枚数と受払簿が一致していないものが見受けられた。 切手等は金券であるので、適切に管理されたい。 (医療事業課・信更診療所・体育課)</p>	<p>食糧費の支払いが遅れ、立替払を行っていたことについては、開催通知を受領していたことを失念し、支出命令書の起案が遅れたことが原因であった。 指摘のあった平成 25 年 11 月以降は開催通知を受領した時点で速やかに支払い処理をし、資金前渡により支払いするよう事務の改善を図った。 (生涯学習課)</p> <p>支出科目が適切でなかったことについては、剪定枝の処分を依頼する場合は委託料から支出すべきであることに対して職員の認識が十分でなかったことが原因であったため、指摘以後、システム入力時の内容確認及び複数人による再度の確認を行うよう改善を図った。また、徴収した見積書等の内容確認を改めて徹底するよう併せて改善を図った。 誤った科目からの支出は、平成 26 年 4 月に更正処理を行った。 (教育委員会総務課)</p> <p>郵便切手の保管枚数と受払簿が一致していなかったことについては、金庫内に古い切手を使用されないまま保管されていたことが原因であった。指摘以後は、同一管理とし、保管枚数と受払簿が一致するよう改善した。 また、指摘後に郵便切手の適正管理及び受払簿の記入の徹底について職員に周知した。 (体育課)</p>

措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>4 契約事務</p> <p>(1) 契約締結事務を適正に行うべきもの （報告書 8 ページ）</p> <p>ア 軽貨物自動車の再リースにおける随意契約で、見積書を徴取していなかったもの、1 万円未満の物品の購入において、見積書を徴取していなかったものがあった。 契約規則に基づき、適正な事務執行に努められたい。 （産業政策課・浅川公民館）</p> <p>エ 契約書に、地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項及び契約規則第 36 条に規定されている契約保証金について、記載されていない事例が散見された。 施行令及び契約規則に基づき、適正な契約書を作成されたい。 （選挙管理委員会事務局・保健給食課・市立長野高等学校）</p> <p>(2) 契約書に規定の額の印紙を貼付すべきもの （報告書 9 ページ）</p> <p>契約書に印紙が貼付されていない事例があった。 契約書を受領する際は、印紙税法に基づく貼付の有無、金額等を確認し、適切に処理されたい。 （男女共同参画推進課・森林整備課・博物館）</p>	<p>1 万円未満の物品の購入において、見積書を徴取していなかったことについては、職員の確認不足によることが原因であった。指摘のあった平成 25 年 11 月以降は、複数人で見積書等必要書類の有無について確認し、添付漏れが無いよう改善を図った。 （浅川公民館）</p> <p>契約書の契約保証金条項に免除理由の記載がなかったことについては、職員が関係法令を熟知していなかったことが原因であったため、法令の確認を徹底し、平成 26 年度に締結する契約から、地方自治法施行令及び契約規則に基づいて契約保証金に係る条項を記載することにより改善を図った。 （保健給食課）</p> <p>指摘の事項については、職員の認識不足から記載が漏れていたもので、関係法令を確認し、平成 26 年度に締結する契約から、地方自治法施行令及び契約規則に基づいて契約保証金に係る条項を記載することにより改善を図った。 （市立長野高等学校）</p> <p>契約書を受領する際の確認漏れが原因であり、職員に改めて印紙税法を確認の上、契約書受領時に印紙貼付の有無・金額の適否の確認を指導し改善を図った。 （博物館）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>5 財産管理事務</p> <p>(2) 施設の使用許可事務を適正に行うべきもの</p> <p>（報告書 9 ページ）</p> <p>イ 市営体育館を市民以外の者が専用使用する場合は、長野市営運動場条例により区分ごとに定められており、区分ごとの使用時間は、午前は午前 8 時 30 分から正午まで、午後は正午から 5 時までとしている。しかし、使用許可は午前 8 時 30 分から午後零時 30 分まで、午後零時 30 分から 5 時までとしており、条例で定める使用時間と異なっていた。</p> <p>条例に基づき、適正な事務をされたい。</p> <p>（体育課）</p> <p>6 その他の事務</p> <p>各種団体の出納事務を適正に行うべきもの</p> <p>（報告書 10 ページ）</p> <p>ア 団体の出納事務において、収入、支出伝票と通帳の現金出納状況が整合していない事例があった。</p> <p>適正な事務処理を行われたい。</p> <p>（鬼無里公民館）</p> <p>イ 長野市少年柔剣道大会の出場を辞退した場合の参加料について、大会要領によると抽選会前に辞退した場合は返還することとされているが返還していなかった。</p> <p>要領に基づいた事務を行われたい。</p> <p>（体育課）</p>	<p>長野市営運動場条例で定める使用時間と異なる時間区分で市民以外に市営体育館の使用を許可していたことについては、有料となる市民以外の者が専用する場合の時間区分を適用すべきであることが徹底されていなかったことが原因であった。</p> <p>指摘以降は、申請書に「市民以外」と朱書きすることにより、錯誤することがないように改善を図った。</p> <p>（体育課）</p> <p>団体の出納事務において、収入、支出伝票と通帳の現金出納状況が整合していなかったことについては、伝票の作成ごとに通帳への記帳を行っていなかったことが原因であり、指摘以降、収入・支出伝票毎に通帳へ記帳するとともに複数人が確認をすることで改善を図った。</p> <p>（鬼無里公民館）</p> <p>抽選会前に辞退した場合は返還するとしていた参加料を返還していなかったことについては、抽選会当日に出場辞退することを想定していなかったことにより、返還義務が生じることを認識していなかったことが原因であった。</p> <p>平成 26 年度大会の出納事務からは、返還漏れ等を防止し、適正な事務処理を徹底するため、複数の職員でのチェック体制を強化することで改善を図る。</p> <p>なお、抽選会当日に辞退した者には、平成 26 年 3 月 19 日に参加料を返還した。</p> <p>（体育課）</p>

措置の通知書

平成 25 年度 定期監査（中期・後期）（25 監査第 5064 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>第 5 意見 (4) 各種団体に対する補助金等の適正な執行について（重点項目） (報告書 11 ページ)</p> <p>補助金等の執行について、補助団体の決算等を確認したところ、事業費の決算額に対し繰越金の割合が高い団体があった。</p> <p>補助金等の必要性の検討や交付金額の見直し等を行い、補助金等の精査に努められたい。</p> <p>なお、長野市善光寺表参道ガイド協会補助金については、市からの補助金額の約 7 割が繰り越されていた。設立初年度であり、計画していた事業を実施できなかったことによるものであるが、補助金額の決定の合理性を欠くことがないよう留意されたい。</p>	<p>繰越金の割合が高い団体に補助金を交付していたことについては、補助金を交付する際、決算状況を精査していなかったことが原因であった。</p> <p>今後、繰越金の割合が高い団体への補助金については、事業内容、経費等について聞き取りを行うなど必要性をよく精査した上で交付することとする。</p> <p>(生涯学習課)</p>